（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（休日の承認等） **第六十五条**　令第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事務所は、次に掲げるものとする。 一　主たる事務所 二　災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等の危機管理に関する事務その他の信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。） ２　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。） イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 ロ　当該承認の申請又は届出に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。 二　令第四条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 三　その他参考となるべき事項を記載した書面	（休日の承認の申請等） **第六十五条**　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書 二　令第四条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面
３～５　［略］	２～４　［同上］
６　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］	５　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　同上］
（特定信用協同組合代理業者の休日の承認等） **第百条の二**　令第五条の六第二項第二号イに規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。 一　主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。） 二　災害その他の事象が発生した場合における特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の危機管理に関する事務その他の特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。） ２　特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。） イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。	（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等） **第百条の二**　特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。 一　理由書 二　令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面